# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	児童手当の支給に関する事務 重点項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

### 公表日

令和7年7月18日

[令和6年10月 様式3]

# 項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(	別添2) 変更筃所

I 基本情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務					
	児童手当法及び児童手当法施行規則に基づき、児童手当の支給に関する事務として次の手続きを 行っている。 (1) 高校生年代までの児童を養育している者に対する児童手当の支給 (2) 申請があったものまたは現況届について、所得と年金、受給者世帯の住民情報についての確認					
	(3) 他市町村での受給状況等の確認 (4) 申請の認定・消滅等の処理					
	藤沢市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。					
②事務の内容	(1) 父母指定者の届出の受理、届出に係る事実の審査 (2) 受給資格者からの認定の請求の受理 (3) 認定請求に係る事実の審査 (4) 児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、請求に係る事実の審査					
	(5) 現況の届出の受理 (6) 現況の届出に係る事実の審査					
	(7) 氏名等又は住所等の変更の届出の受理、確認   (8) 受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、事実の審査					
	(9) 未支払の児童手当の請求の受理、事実の審査   (10) 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知					
	(11) 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め (12) 児童手当等の支給口座の把握及び確認					
	(13) 支給要件児童及び受給資格者に係る戸籍関係情報の確認					
③対象人数	<ul><li>〈選択肢〉</li><li>[ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満</li></ul>					
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム					
システム1						
①システムの名称	保健福祉総合システム(手当サブシステム)					
	1 認定機能 ・受給資格の認定、消滅、却下、支給額の改定(年齢到達、現況届に係るもの含む)及びこれらの通知の出力。 ・現況届に係る決定の処理。					
	2 受給者情報の管理 ・受給者の認定番号(市独自の管理番号)、支給開始月、支給月額、支給対象児童、加入年金、振 込先口座、受給者及び配偶者の所得情報の管理。					
②システムの機能	3 受給者情報の検索 ・受給者の氏名、生年月日、認定番号等による、児童手当に係る保有個人情報の検索。 ・氏名、住所等が変更となった情報の抽出 ・税更正情報の抽出					
	4 支給管理 ・支給の処理及び支払い通知書の出力(バッチによる一括処理)。 ・年度別の支給済額の管理。					
	5 送付先情報登録機能 ・通知等の住民登録地以外への送付先を登録・管理。					

6 他業務照会機能

[ O ] 宛名システム等

[ ]その他 (

③他のシステムとの接続

・該当者が受給している事業の一覧を照会。

[ ]情報提供ネットワークシステム

[ ]庁内連携システム

)

[ ]税務システム

[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム

システム2~5						
システム2						
①システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム)					
②システムの機能	<ul><li>1 宛名情報管理機能</li><li>・既存住民基本台帳システムに登録された情報を取得する。</li><li>2 住民登録外者登録機能</li><li>・住民登録登録外者の氏名・住所などの4情報等を登録し、宛名番号を付番する。</li></ul>					
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム [ ] その他 (	)				
システム3						
①システムの名称	中間サーバー					
②システムの機能	1 各種設定機能 ・利用する職員のアカウント登録、権限管理等の設置 等 2 符号取得機能 ・団体内統合宛名から取得した団体内統合宛名番号を利用し、符号を取得する。 3 情報提供用のデータ登録機能 ・特定個人情報(連携対象)の登録を行う。 4 情報照会機能 ・情報提供の求めを行い、特定個人情報(連携対象)を取得する。 5 情報提供機能 ・情報提供の求めに対して、特定個人情報(連携対象)の提供を行う。					
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 (	)				
システム4						
①システムの名称	団体内統合宛名システム					
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号をひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。					
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ O ] その他 (中間サーバー	)				
システム6~10						
システム11~15						
システム16~20						

3. 特定個人情報ファイル名					
児童手当情報ファイル	児童手当情報ファイル				
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 81の項				
5. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>				
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項				
6. 評価実施機関における担当部署					
①部署	子ども青少年部 子育て給付課 児童手当担当				
②所属長の役職名 子育て給付課長					
7. 他の評価実施機関					

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報ファイル

2. 基本情	青報	/ NZ 10 04 N		
①ファイル	の種類 ※	〈選択肢〉 [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル [ システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)		
②対象となる本人の数		<選択肢>		
③対象とな	る本人の範囲 ※	法施行日以降の児童手当受給者、その配偶者、及び対象児童(多子加算カウント対象となる18歳年 度末以降22歳年度末までの子を含む)(公務員支給分は除く)		
	その必要性	受給者の決定、対象児童の特定、支給の可否など、適正な支給に係る事務に必要であり、番号法第1 9条第8号により、情報提供ネットワークシステムを用いて、同法別表に掲げる事務に児童手当情報を 提供する必要があるため		
④記録さ∤	にる項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>50項目以上100項目未満</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)100項目以上</li></ul>		
	主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         <ul> <li>〇 ] 個人番号</li> <li>「 ] 個人番号対応符号</li> <li>「 ○ ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報         <ul> <li>「 ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)</li> <li>「 ○ ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ ○ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報</li> <li>「 ○ ] 地方税関係情報</li> <li>「 ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ○ ] 児童福祉・子育で関係情報</li> <li>[ ○ ] 上活保護・社会福祉関係情報</li> <li>[ ○ ] 年金関係情報</li> <li>[ ○ ] 年金関係情報</li> <li>[ ○ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ○ ] その他 ( □座登録・連携ファイル関係情報</li> </ul> </li> </ul>		
	その妥当性	(個人番号、その他識別情報、4情報、その他住民票関係情報) 受給者、その配偶者、及び支給対象児童を正確に特定するため。 (連絡先) 受給資格等に疑義が生じた場合、又は早急に連絡をとらなければならない際に必要なため。 (地方税関係情報) 受給者及び配偶者の課税情報から、生計を維持する程度が高い者の確認、所得の確認、支給額の決定を行う。 (児童福祉・子育て関係情報) 支給要件に該当するか確認するため。 (年金関係情報) 受給者の年金情報から、被用者・非被用者の別の確認を行うため。 (口座情報及び公金受取口座情報) 支給口座を把握及び確認するため。		
		別添1を参照。 		
⑤保有開始日		平成27年10月1日		
⑥事務担当部署		子育て給付課 児童手当担当		

3. 特定個人情報の入手・使用							
①入手元 ※			[ 〇 ] 本人又は本人の代理人				
			[〇]評価実施機関内の他部署 (市民税課、市民窓口センター)				
			[ 〇 ] 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構、共済組合等、デジタル庁 )				
	FJG 🔆		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)				
			[ ]民間事業者 ( )				
			[ ]その他 ( )				
			[ 〇 ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ				
<u> </u>	手方法		[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム				
	<b>上刀</b> 本		[〇]情報提供ネットワークシステム				
			[O]その他 (・電子申請システムを利用した、本人からの児童手当に係る各種届出 ) ・電話での問い合わせによる他市町村への受給状況確認				
③使月	用目的 ※		・受給資格者からの認定請求、額改定請求、消滅の届出、現況届に係る事実の審査を行い、月額の 決定を含む支給の決定を行うため。				
		<b>法</b> 巴如黑	子育て給付課、市民窓口センター、六会市民センター、片瀬市民センター、明治市民センター、御所見市民センター、遠藤市民センター、長後市民センター、辻堂市民センター、善行市民センター、湘南大				
<b>金</b> 体 5	# <b></b>	使用部署	庭市民センター、湘南台市民センター、鵠沼市民センター、村岡市民センター、石川分館				
4/1史》	用の主体	使用者数	〈選択肢〉 (選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)50人以上100人未満 4)100人以上50人未満				
		Kniew	[ 50人以上100人未満 ] 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上				
⑤使月	用方法		保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、手当サブシステム)へ記録することにより、受給資格				
			の管理や支給の決定を行う。				
	情報(	の突合	受給資格者からの各種届出の審査のため、各種届出書の記載内容を庁内連携システムや情報提供ネットワークシステム等から得た情報と突合する。				
6使月	用開始日		平成27年10月1日				
4. 特	定個人情	青報ファイル・	の取扱いの委託				
委託(	の有無 ※		(選択肢>     (選択肢>     (要託しない)				
2,100	2 H MK 7K		(  )件				
委託	事項1						
①委詞	托内容		∠\82.4⊓.0+\				
②委詞	モ先におけ	る取扱者数	〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 3)50人以上100人未満 2)10人以上500人未満 3)50人以上100人未満 3)50人以上500人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 3)50人以上100人以上500人未満 3)50人以上100人以上500人未満 4)100人以上500人未満 4)500人未満 4				
			5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上				
③委託先名							
	<u> </u>		<選択肢> 「 1) 再委託する 2) 再委託しない				
再委託	4)冉委計	の有無 ※	[ ] // Hyant 9 to 2/ Hyant 0 to 1				
	⑤再委託の許諾方法						
6再委託事項							
委託事項2~5							
	委託事項6~10						
委託事項11~15							
委託	委託事項16~20						

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無	[O]提供を行っている ( 4)件 [O]移転を行っている ( 2)件					
是	[ ] 行っていない					
提供先1	都道府県知事等					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項					
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める もの					
③提供する情報	主務省令で定めるもののうち児童手当関係情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人人未満 [ 1万人未満 ] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者					
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線					
6提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
© IXE IX 73 7A	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙					
	[ ]その他 ( )					
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度					
提供先2~5						
提供先2	社会福祉協議会					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 161の項					
②提供先における用途	社会福祉法による生活困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの					
③提供する情報	主務省令で定めるもののうち児童手当関係情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<ul> <li>〈選択肢〉         <ul> <li>1)1万人未満</li> <li>2)1万人以上10万人未満</li> <li>3)10万人以上100万人未満</li> <li>4)100万人以上1,000万人未満</li> <li>5)1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	社会福祉法による生活困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務 であって主務省令で定められた範囲に該当する者					
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線					
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
©1Æ ₩71 /Δ	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙					
	[ ]その他 ( )					
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度					

提供先3	都道府県知事等					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125の項					
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの					
③提供する情報	主務省令で定めるもののうち児童手当関係情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者					
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線					
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
炒提供力法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙					
	[ ]その他 ( )					
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度					
提供先4	独立行政法人日本学生支援機構					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141の項					
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資支給金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの					
③提供する情報	主務省令で定めるもののうち児童手当関係情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 ] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	独立行政法人日本学生支援機構法による学資支給金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者					
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線					
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
© IXE IX 73 7A	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙					
	[ ]その他 ( )					
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度					
提供先6~10						
提供先11~15						
提供先16~20						

移転先1	福祉部 福祉事務所 生活援護課					
①法令上の根拠	番号法第9条第2項					
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める もの					
③移転する情報	主務省令で定めるもののうち児童手当関係情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者					
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線					
   ⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
1 0 移机力压	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙					
	[ ]その他 ( )					
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度					
移転先2~5						
移転先2	福祉部 福祉事務所 生活援護課					
①法令上の根拠	番号法第9条第2項					
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの					
③移転する情報	主務省令で定めるもののうち児童手当関係情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<ul> <li>〈選択肢〉         <ul> <li>1)1万人未満</li> <li>1万人未満</li> <li>2)1万人以上10万人未満</li> <li>3)10万人以上100万人未満</li> <li>4)100万人以上1,000万人未満</li> <li>5)1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>					
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者					
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線					
   ⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
₩ 19 <del>1</del>	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙					
	[ ]その他 ( )					
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度					
移転先6~10						
移転先11~15						
移転先16~20						

#### 6. 特定個人情報の保管・消去

コリン(167)上手」コ||日末27 | 176 || 地図りに歩か木||一つ間及びと03 / ・ストーでかりに木|| でかけししゃ

サーバ内にデータとして保管している。

- ・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。
- |・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。
- ・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。

く中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。
- なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
- •ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
- •日本国内でデータを保管している。
- ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータ ベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

#### 保管場所 ※

#### 【消去方法】

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。
- ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに 設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は クラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス 事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、 バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別の データセンター内に保存される。

#### 7. 備考

#### (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

#### 【宛名情報】

1. 宛名番号、2. 氏名、3. カナ氏名、4. 通称名、5. 生年月日、6. 性別、7. 続柄、8. 年齢、9. 住所、10. 郵便番号、11. 世帯番号、12. 住民区分、13. 消除区分、14. 前住所、15. 住民となった日・届出日、16. 住定日・届出日、17. 転出予定日・届出日、18. 消除日・届出日・事由、19. 異動日・届出日・事由、20. 登録年月日、21. 更新年月日、22. 送付先情報(氏名、住所、郵便番号、電話番号)

#### 【受給者情報】

1. 宛名番号、2. 認定番号、3. 資格状態、4. 算定児童数、5. 要件児童数、6. 受給月額、7. 申請日、8. 申請事由、9. 決定日、1 0. 却下事由、11. 支給開始年月、12. 額改定情報、13. 差止情報、14. 解除情報、15. 消滅日、16. 消滅事由、17. 住所要件、 18. 別居監護有無、19. 勤務先名、20. 勤務先電話番号、21. 配偶者有無、22. 配偶者情報(宛名番号、氏名、生年月日、住所)、 23. 同居優先区分、24. 被用者・非被用者別、25. 年金種別、26. 年度別所得額(受給者・配偶者)、27. 受給者関係区分、28. 口座情報、29. 現況最新判定結果

#### 【現況情報】

1. 年度、2. 宛名番号、3. 認定番号、4. 現況届区分、5. 現況届受付日、6. 届出状態、7. 年金種別、8. 被用者·非被用者別、9. 判定結果

#### 【児童情報】

1. 宛名番号、2. 認定番号、3. 資格状態、4. 児童関係区分、5. 生年月日、6. 続柄、7. 生計、8. 同別居、9. 申請日、10. 申請事由、11. 事由発生日、12. 支給開始年月、13. 支給終了年月、14. 生計維持者情報(氏名、性別、生年月日、続柄、住所、帰国見込日)、15. 多子加算カウント対象児童情報(職業等、通学先、卒業予定時期、監護相当の状況、生計費負担の状況)

#### 【支給情報】

1. 年度、2. 判定結果、3. 支払執行日、4. 支払事由、5. 支払開始年月、6. 支払終了年月、7. 支払額、8. 支給年月、9. 支払年 月、

10. 口座登録・連携ファイル関係情報

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報ファイル

2. 特	特定個人情報の入手	(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)				
リスク	リスク: 目的外の入手が行われるリスク					
リスク	・本人及び代理人からの申請時に本人確認を行い、事務に必要無い情報は管理しない。 ・各種届出における申請書記入時に、何のための手続きであるか、どのような個人情報を確認させてもらうかを明確に説明する。 ・申請書の様式は必要最小限の記載となるようにし、必要ない項目は設けない。 ・手続き上必要ない書類が提出された場合は返還する。					
リスク	2への対策は十分か	<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定值	固人情報の入手(情報提	<b>是供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</b>				
_						
3. 株	特定個人情報の使用					
リスク	71: 目的を超えた紐付!	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
リスク	に対する措置の内容	システム上、事務に必要ない個人情報は連携及び管理できないため、特定個人情報の取得及び紐付けをすることができない。また、情報照会権限を有しない他部署から、こちらの特定個人情報ファイルにもアクセス及び紐付けすることはできない。				
リスク	<b>?への対策は十分か</b>	<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	72: 権限のない者(元職	哉員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユー・	ザ認証の管理 	(選択肢>         (変表)         (変表)				
	具体的な管理方法	ユーザーIDによる使用者の識別と、パスワードによる認証を実施。ログインやスクリーンセーバーの解除に生体認証を行う。				
そのイ	・パスワードの定期的な変更を課す ・権限を有している職員の異動、退職により不要になったIDを削除する ・離席時にはログオフすることを徹底する ・システムの操作履歴により操作者を管理 ・定期的な個人情報の取り扱いに関する研修を実施					
リスクへの対策は十分か		<選択肢> 「 十分である				
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_						

4. 犑	<b>宇定個人情報ファイル</b>	[ 〇 ] 委託しない					
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容						
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない			
	具体的な方法						
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[	]	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>1) 特に力を入れている</li><li>3) 課題が残されている</li></ul>	2) 十分である		
特定個	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

5. 特	定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネットワ-	ークシステム	なを通じた提供を除く。)	[	]提供・移転しない	
リスク	リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク						
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法 番号法及び藤沢市個人情報の保護に関する条例に基づいた特定個人情報の目的外利用を禁止 本業務で提供できる特定個人情報とそれに対応する事務を整理したマニュアルを作成し、それに て情報提供を行う。						
その他の措置の内容		・予め定められた方法以外で ・情報提供できる職員を限定		に権限者の変更を行う			
リスクへの対策は十分か		[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である	
特定は対する		委託や情報提供ネットワーク	ンステムを追	通じた提供を除く。)における	その他の「	リスク及びそのリスクに	
_							

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対 応。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性
- を確保する。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
  ・特定個人情報の管理となる大団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者におして、
- ける情報漏えい等のリスクを極小化する。

#### 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク <選択肢> Γ 十分に行っている ①事故発生時手順の策定・ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 周知 3) 十分に行っていない <選択肢> ②過去3年以内に、評価実 [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし 施機関において、個人情報に 関する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容 その他の措置の内容 <選択肢> [ 十分である 2) 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

< 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>

保管する情報の種類によりデータ保持年限のある情報については、保存年限を超えれば消去される。

<物理的な対策>

- ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部 屋とする。
- ・出入り口には機械による入退室を管理する設備を設置する。
- ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。
- ・監視設備として監視カメラ等を設置する。
- ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。
- ・届出書等の関係帳票類については、鍵付きキャビネット等で管理している。

#### <技術的な対策>

- ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウィルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応する
- ために、ウィルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。
  ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機 器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。
- ・不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離することで、セキュリティを担保している。・システム上、個人に対して資格を二重で付与することはできないため、二重支給の防止となっている。
- ・支給対象児童を複数の養育者と紐付けしようとすると警告がでる。一人の児童に対して複数の者が手当を受給できないように防止 している。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

#### 1.物理的対策

中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者 が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者 は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

- •ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
- 日本国内でデータを保管している。

#### 2.技術的対策

- ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保
- 護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業 者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。
- ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業 者がアクセスできないよう制御を講じる。
- ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性 を確保している。
- ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上 で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

8. 監査							
実施の有無	[ 〇 ] 自己点検	[ O ] 内部監査					
9. 従業者に対する教育・1	9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢>  1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
具体的な方法	情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修を実施。 には研修を行う。また、マニュアルは定期的に見直しをする。 ームにおける措置> -ムの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施す -ムの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。						

#### 10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

## Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567			
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける			
③法令による特別の手続				
④個人情報ファイル簿への 不記載等				
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子育て給付課 児童手当担当 0466-50-3580			
・問い合わせの内容について記録を残す ・内容によっては事実確認を行うために、折り返しや文書で対応する				

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	令和7年6月5日					
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意	見の聴取【任意】					
①方法						
②実施日・期間	_					
③主な意見の内容	_					
3. 第三者点検【任意】						
①実施日	_					
②方法	_					
③結果	_					

### (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月19日	I 基本情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1)中学校修了前	(1)高校生年代	事後	児童手当法が改正されたた め
令和6年12月19日	I 基本情報 3. 個人番号 の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一56の項	番号法第9条第1項及び別表 81の項	事後	番号法が改正されたため
令和6年12月19日	I 基本情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) 74、75の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 42、125、141、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 106、107の項	事後	番号法が改正されたため
令和6年12月19日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ③対象 となる本人の範囲	法施行日以降の児童手当受給者、その配偶者、及び支給対象児童(公務員支給分は除く)	法施行日以降の児童手当受給者、その配偶者、及び対象児童(多子加算カウント対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子を含む)(公務員支給分は除く)	事後	児童手当法が改正されたた め
令和6年12月19日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先1 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2 項番26	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 42の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表42の項	事後	番号法が改正されたため
令和6年12月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先2 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2 項番30	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 161の項	事後	番号法が改正されたため
令和6年12月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先3 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2 項番87	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 125の項	事後	番号法が改正されたため
令和6年12月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先4 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第2 項番106	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 141の項	事後	番号法が改正されたため
令和6年12月19日	(別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目	【児童情報】に右記の記述を追加	15. 多子加算カウント対象児童情報(職業等、通学先、卒業予定時期、監護相当の状況、生計費負担の状況)	事後	児童手当法が改正されたた め
令和6年12月19日	V 評価実施手続 ①実施日	令和2年2月1日	令和6年11月20日	事後	評価実施後5年を経過する前 の再実施に伴うものであり、 その他の項目の変更である ため、事前の提出・公表が義 務付けられない。
令和7年7月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ④使用の主体 使用部署	ター、御所見市民センター、遠藤市民センター、長後市民センター、辻堂市民センター、 善行市民センター、湘南大庭市民センター、湘	子育て給付課、市民窓ロセンター、六会市民センター、片瀬市民センター、明治市民センター、御所見市民センター、遠藤市民センター、長後市民センター、社堂市民センター、著行市民センター、湘南台市民センター、満済市民センター、大岡市民センター、石川分館	事後	令和7年度 組織改正に伴う 修正のため重要な変更には 該当しない。

		T	I		
令和7年7月18	II 特定個人情報ファイルの概要 日の特定個人情報の保管・消去保管場所	・当市では児童手当情報ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバを設置できることとしている。・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。・不正アウセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザル・生体認証によるiに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。・中間サーバー・ブラットフォームはおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームはおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	現行の中間サーバー・ブラットフォームにおける措置について、下記内容のとおり、追記・修正する。 く中間サーバー・ブラットフォームに、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有「管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が保有「管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・ISO/IEC27018 の認証を受けている。・ISO/IEC27018 の認証を受けている。・ISO/IEC27018 の認証を受けている。・ISO/IEC27018 の認証を受けている。・ISO/IEC27018 の認証を受けている。・ISO/IEC27018 の認証を受けている。(2特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有「管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 【消去方法】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバス事業者において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を受換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムの下あのセキュリティアにの時号とが決して、対したの事者の監査機関が定期理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期理的破壊を行うでもにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊を行われていることを確認する。③中間サーバー・ブラットフォームの事業者において、保存された情報が誘きみ出しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	自治体中間サーバー・ブラットフォーム更改に伴う修正。 地方公共団体情報システム 機構発出の通知(地情機第 4951号 令和7年5月2日)に本 修正に伴う再実施は不要とす る旨の記載があったため、修 正のみ行った。
令和7年7月18	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	イン連携を抑止する。 ・・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応。  く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。・・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。・・中間サーバー・ブラットフォームでは、特定個人情		事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 地方公共団体情報システム 機構発出の通知(地情機第 4951号 令和7年5月2日)に本 修正に伴う再実施は不要とす る旨の記載があったため、修 正のみ行った。

		<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
令和7年7月18日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・ 消去 特定個人情報の保管・消 去におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。	現行に中間サーバーブラットフォームにおける措置の内容を追記する。 く中間サーバーブラットフォームにおける措置> 1、物理的対策 中間サーバーブラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・IBの対策 ①中間サーバーブラットフォームではUTM(コンピュータッイルスやいッキングがとの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制度、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバーブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バターンファイルの更新を行う。 ③導入しているのS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。 ③中間サーバーブラットフォームに、政府情報システムのためのセキュリティ学の手がまが保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉境ネットワーク環境に構築さる。 ⑤中間サーバー・ブラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が保存・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉境ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバー・「ラットフォームの事業者を選集に設置し、クンターネットとは切り離された閉境ネットワーク環境に構築する。 ⑥中間サーバー・「ラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを軽由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバー・ブラットフォーム更改に伴う修正。 地方公共団体情報システム 地方公共団体情報システム 報951号 令和7年5月3日)に本 修正に伴う再実施は不要とす る旨の記載があったため、修 正のみ行った。
令和7年7月18日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(追加)	現行は記載事項がないが、中間サーバープラットフォームにおける措置の内容を記載する。  〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉 中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉 中間サーバー・ブラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正。 地方公共団体情報システム 機構発出の通知(地情機第 4951号 令和7年5月3日)に本 修正に伴う再実施は不要とす る旨の記載があったため、修 正のみ行った。
令和7年7月18日	II 特定個人情報ファイル の概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 保管場所	・当市では児童手当情報ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。・サーバ室はにカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。・・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザロ・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、クユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。・・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。	現行にガバメントクラウドにおける措置の内容を追記する。  〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は クラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていることと。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	基幹系システム標準化・共通 化に伴い、ガバメントクラウド を使用するため、事前に評価 の再実施をするもの
令和7年7月18日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和6年11月20日	令和7年6月5日	事前	基幹系システム標準化・共通 化に伴い、ガバメントクラウド を使用するため、事前に評価 の再実施をするもの